

第202200149729号

令和4年9月28日

一般社団法人鳥取県建築士会長
一般社団法人鳥取県建築士事務所協会
一般社団法人鳥取県設備設計事務所協会
一般社団法人鳥取県建設業協会

} 様

鳥取県生活環境部くらしの安心局
住まいまちづくり課長
(公印省略)

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則等の施行について（通知）

鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第57号。以下「条例」という。）の一部を改正する条例（令和4年鳥取県条例第13号。）は、令和4年3月25日に公布され、令和4年10月1日に施行されます。

これに併せて、鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年鳥取県規則第83号。以下「規則」という。）の一部を改正する規則（令和4年鳥取県規則第23号。）及び「建築物移動等円滑化基準の不適用に係る基準等（令和4年鳥取県告示第498号）」も、同日に施行されますので通知します。

ついては、これらの条例、規則及び告示の施行にあたっては、下記の事項に留意していただくようご承知いただくとともに貴会会員の皆様へご周知いただきますようお願いいたします

なお、本通知に伴い、「鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則及び建築物移動等円滑化基準の不適用認定に係る大規模な改修等の施行について（平成20年9月26日付第2000800098440号鳥取県生活環境部景観まちづくり課長通知）」は、令和4年9月30日限りで廃止します。

(担当) 景観・建築指導室 野田

電話：0857-26-7391

電子メール：sumaimachizukuri@pref.tottori.lg.jp

記

1 建築確認申請における添付図書について（規則第3条）

建築物移動等円滑化基準への適合義務がある建築物の建築確認申請又は計画通知を行う際に建築物移動等円滑化基準チェックリスト（別添様式1。以下「チェックリスト」という。）を添付することを規定したものである。

改正条例の施行日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手される建築工事については改正後のチェックリストが適用されるものとし、県内の建築主事或いは県を業務範囲とする指定確認検査機関のいずれに申請する場合においても適用されるので留意されたい。

2 専ら従業員の福利厚生のために使用される運動施設について（規則第4条）

条例第13条第5号に規定する特定運動施設から除かれる「専ら従業員の福利厚生のために使用されるもので規則で定めるもの」を規定したものであり、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の41各号及びそれに基づく同施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の7各号に掲げる施設が対象となる。これらの施設はその従業員等の福利厚生のために建築されるものであり、その利用者が限定されることから、条例で追加する特別特定建築物にならないものとした。

ただし、特別特定建築物でないとしても、施設によっては障がい者等が利用する場合もあることから、整備基準に適合するように努められることが望ましい。

【地方税法施行令第56条の41及び同施行規則第24条の7に掲げる施設】

- 一 事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 二 国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団が経営する専らこれらの組合若しくはこれらの連合会を構成する組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 三 農業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に規定する企業年金連合会、農業者年金基金、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）による法人である職員団体等その他これらに類する組合又は団体が経営する専らこれらの組合又は団体の構成員の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 四 公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）又は法第701条の34第2項に規定する人格のない社団等が経営する専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設
- 五 前号に掲げる施設のほか、政令第56条の41第1号及び第2号並びに前2号に規定するものから経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者の利用に供する福利又は厚生のための施設

3 増築等における制限の緩和について（規則第5条）

条例第22条第2項に定める増改築又は用途変更（以下「増築等」という。）の場合において、条例第13条、第14条又は第16条から第21条の3までの規定の全部又は一部を適用すると、既存部分に大規模な改修が必要となり、当該増築等を行うことができないやむを得ない事由があるときに、条例の規定の全部又は一部を適用しないことができることとし、当該増築等ができないやむを得ない事由及びその手続きを規定したものである。

ただし、制限の緩和が認められるのは最小限の部分であって、構造上重要でない壁を撤去すれば対応できる場合、及び知事が別に定める大規模な改修に該当しない場合は整備する必要がある。また、当該条例以外の規定により生じる改修については緩和の対象とはならない。

(1) 増築等において制限が緩和される場合について

制限の緩和は、令和4年9月30日鳥取県告示第498号に定める大規模な改修にあたる場合であって、規則第5条第1項に掲げる事由が認められるときに該当する次のものとする。

- ア 「柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの」又は「防火、避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの」であって、増築等を行う当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること。

イ 敷地の拡張が必要となるものであって、増築等を行う建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと。

ウ ア前段、イ前段のいずれかに該当する場合であって、知事が別に定める事由であること。

(2) 認定に係る手続について

ア 条例による制限の緩和の認定を受けようとする者は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書（規則様式第1号）による申請書の正本1部及び副本2部（県以外の所管行政庁の区域の建築物にあつては3部）に規則第5条第3項各号に掲げる事項を明らかにする書類を添えて、所管事務所長（当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は建築住宅事務所長）に提出すること。

なお、規則第5条第3項各号に掲げる事項を明らかにする書類としては以下に掲げる図書に記載するものが想定される。

また、当該申請書の提出は修正等による手戻りを防ぐため、建築確認申請に先だつて行うものとする。

(ア) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項の表1の(イ)項に掲げる付近見取図、配置図及び各階平面図

・同項の表2の(85)項の(ろ)欄の事項を記載するものとする。

・表1の(イ)項の明示すべき事項のうち、建築物移動等円滑化基準に関連のないものについては記載することを要しない。

(イ) チェックリスト

(ウ) その他所管事務所長が必要と認める図書

イ 所管事務所長は申請の内容に不備がないか確認の上、県以外の所管行政庁の区域の建築物にあつては当該所管行政庁にこの旨を通知するとともに、知事に進達するものとする。

ウ 知事は確認を行ったときは建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定通知書（規則様式第2号）にアの副本及び図書を添えて申請者に通知するとともに、県以外の所管行政庁の区域の建築物にあつては当該所管行政庁にこの旨を通知する。

エ 申請者は、建築確認申請時に申請書第3面備考欄に確認年月日及び番号を記載すること。

また、指定確認検査機関に建築確認申請を行う場合には、当該申請時にウで通知された図書一式を提示するものとする。

4 計画の認定その他の手続について（規則第6条～第9条）

当該規定は、知事が所管行政庁である場合において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び同施行規則（平成18年国土交通省令第110号）に定める手続方法、添付図書を補足するものである。同法、同規則に定める事項に併せ、これらの規定についても留意されたい。

(1) 法第17条の計画認定、第18条の計画変更認定（第6条、第7条）

計画認定申請時に建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（別添様式2）を添付することを定めるとともに、変更認定申請に関する補足的な事項を定めたものである。

なお、特別特定建築物で基準適合義務が生じる場合には、チェックリストも併せて添付する必要がある。

(2) 計画認定に係る建築主の変更（第8条）

認定を受けた建築物の建築主を変更する場合の手続について規定したものである。

(3) 法第23条のエレベーターの特例認定（第9条）

建築基準法の既存不適格建築物にエレベーターを設置する場合に耐火構造等の規定に合わせることが出来ない場合の、同法の特例認定を行う場合の手続について補足したものである。

5 とっとりユニバーサルデザイン適合認定証の交付請求等について（規則第10条）

条例第24条で規定していた特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させた場合の適合証の交付制度を廃止し、新たに特別特定建築物をとっとりユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）認証基準（規則で定める基準をいう。）に適合させた場合における認証制度に移行したことに伴い、当該認証基準及び認証の請求に係る手続きを定めたものである。

なお、UD認証制度に係る認証基準、認証に係る添付書類その他認証に必要となる事項については、とっとりUD施設認証制度要綱（令和4年9月28日付第20200144786号鳥取県生活環境部長通知。以下「UD施設認証要綱」という。）に定めるとおりである。

(1) 認証基準について、

認証基準は、法及び条例の建築物移動等円滑化基準に適合し、さらに特別特定建築物の構造及び設備に関する基準並びに運営及びサービスに関する基準として知事が別に定める基準とし、当該認証基準をUD施設認証要綱第3条に定めるとおりとする。

(2) 請求に係る手続きについて

請求はとっとりUD適合認定証交付請求書（規則様式第9号）により行うものとし、UD施設認証要綱第6条に定める図書を添付して、管轄の所管行政庁に提出するものとする。

(3) 適合認定証請求にあたっての事務処理

ア 事前協議

UD適合認定証の交付を請求しようとする者は、認定を受けようとする特別特定建築物の設計又は工事の段階において、UD施設認証要綱第7条に基づき所管行政庁に事前協議を申請することができることとしている。

イ 既に建築された特別特定建築物の取扱い

UD適合認定証は、増築等を伴わない場合であっても認証基準に適合する整備及び運営・サービスを行っているときは請求することができる。

6 令和4年9月30日付鳥取県告示第498号の視覚障害者の利用上支障がないものとして知事が定める場合等について

当該告示の表の6行目以下は条例別表第10の共同住宅における準移動等円滑化経路に関する規定、同別表第11の公益事業（電気、ガス、電気通信）の事務所における準視覚障害者移動等円滑化経路に関する規定において、知事が定めるとした事項について規定したものである。

当該告示は平成18年国土交通省告示第1492号、第1493号、第1494号及び第1497号に準じて定めたものであり、運用にあたってはこれらも参考にされたい。